

盛岡市ネーミングライツ事業に関するガイドライン

平成 27 年 11 月 26 日 市長決裁

1 趣旨

このガイドラインは、ネーミングライツ事業の適切な運用を図るため、対象施設等、募集の方法、応募者の選定方法等ネーミングライツ事業の基本的な考え方をまとめたものです。

各施設等の所管課は、本ガイドラインのほか、盛岡市広告掲載要綱及び盛岡市広告掲載基準に従って、ネーミングライツ事業の手続を進めるものとします。

2 ネーミングライツ事業の概要

- (1) ネーミングライツとは、市が所有する施設、イベント等について、条例、規則等に定める名称（以下「条例上の名称」という。）に代えて使用する通称（以下「愛称」という。）を付与する権利のことをいいます。
- (2) ネーミングライツ事業とは、市の施設等に愛称を付与させる代わりにネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得る事業をいい、新たな自主財源を確保することにより施設等の良好な運営を図ること及び民間のノウハウ等を活用することによる施設等の魅力の向上と、地域の活性化を図ることを目的とします。
- (3) ネーミングライツ事業により市が得た対価は、原則としてネーミングライツ事業の対象となった施設等の維持管理及び運営に係る費用に充てることとします。
- (4) ネーミングライツ事業により愛称が付与された場合においても、条例上の名称は変更しないため、必要に応じて、愛称と条例上の名称を併記したり、条例上の名称のみを使用したりすることがあります。

3 愛称

- (1) 愛称は、公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動、政治活動又は選挙運動に関するもの
 - オ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - カ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - キ その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの
- (3) 利用者の混乱を避けるため、ネーミングライツ事業の契約期間内において、愛称の変更はないものとします。

4 ネーミングライツ事業の手続

ネーミングライツ事業は、市が選定した施設等についてネーミングライツ・パートナーを募集するもの（以下「施設等特定募集型事業」という。）と、ネーミングライツ事業を行う施設等について民間事業者等からの提案を募集するもの（以下「施設等提案募集型事業」という。）により実施します。

施設等特定募集型事業については、施設等の所管課において事務手続を進めるものとし、施設等提案募集型事業については、募集要項の作成及び提案の受付は財政部財政課において行い、民間事業者等からの提案受付後は施設等の所管課において事務手続を進めるものとします。

それぞれの事業の事務手続の流れは、次のとおりです。※フロー図は、別紙1のとおり。

(1) 施設等特定募集型事業

- ア 対象となる施設等の決定
- イ 募集条件の決定
- ウ ネーミングライツ・パートナーの募集（市ホームページ、広報もりおか等により周知する。）
- エ 審査委員会による審査（優先交渉権者の決定）
- オ 優先交渉権者との協議
- カ ネーミングライツ・パートナーの決定
- キ 契約の締結
- ク 施設表示等の変更
- ケ 愛称の使用開始

(2) 施設等提案募集型事業

- ア 民間事業者等からの提案の募集（市ホームページ、広報もりおか等により周知する。）
- イ 審査委員会による審査（提案に対する採用の可否の決定）
- ウ 提案事業者との協議
- エ ネーミングライツ・パートナーの決定
- オ 契約の締結
- カ 施設表示等の変更
- キ 愛称の使用開始

※ 対象施設等が大規模で知名度の高い施設等である等、施設等特定募集型事業の方がより多くの募集が見込まれる場合は、手続の途中においても施設等特定募集型事業から施設等特定募集型事業に移行する場合があります。

5 対象施設等の選定

次の条件を満たす市有施設（文化施設、スポーツ施設、道路、公園等）及びソフト事業（イベント、講座等）の中から、設置目的、利用状況等を考慮し、対象とする施設等を選定することとします。

- (1) ネーミングライツ事業により、設置目的又は開催目的が妨げられないものであること。
- (2) ネーミングライツ事業による広告効果が見込まれるものであること。
- (3) 条例上の名称の決定の経緯に特段の事情がないものであること。

(4) その他愛称を付与されることが適当と認められるもの。

6 ネーミングライツの対価

ネーミングライツ・パートナーから得る対価の額は、ネーミングライツ事業の対象となる施設等の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度等から当該施設等の広告媒体としての価値を総合的に検討したうえで、算定します。

また、ネーミングライツ・パートナーから得る対価を、金銭ではなく、役務の提供（施設の維持管理、設備のグレードアップ等）とすることができます。

7 ネーミングライツ事業の契約期間

ネーミングライツ事業の契約期間は、次のとおりとします。

(1) 市有施設の場合

原則、3年から5年の間とし、施設の性格、指定管理期間等に応じて決定します。

(2) ソフト事業の場合

ネーミングライツ事業の契約締結日から当該ソフト事業が終了する日までとします。

8 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1) 募集方法

原則、公募とし、市ホームページ、広報もりおか等により周知します。

施設等特定募集型事業の場合は、施設等ごとに募集します。

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できるものとし、個人及び次の事項に該当する法人は応募することができません。（具体的な応募資格は、募集要項等において定めます。）

ア 盛岡市広告掲載基準（平成17年2月9日市長決裁）第3各号に掲げる業種又は事業者に該当する法人

イ 指定管理者制度を導入している市有施設にあっては、指定管理者の事業目的と競合する法人（指定管理者及びその関連企業は除く。）

ウ その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる法人

(3) 費用負担

応募に要した費用は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

施設等特定募集型事業、施設等提案募集型事業ともに、募集要項を定めます。

(5) 募集期間

施設等特定募集型事業の場合にあっては原則30日以上とし、施設等提案募集型事業にあっては通年募集とします。

(6) 説明会

必要に応じて、説明会や現地見学会を開催します。

(7) 応募がなかった場合の取扱い

応募がなかった場合は、募集の条件を見直したうえで再度募集を実施するか、または、募集を取りやめます。

9 審査委員会

施設等特定募集型事業における優先交渉権者、施設等提案募集型事業における提案に対する採用の可否等については、対象となる施設等の関係部の職員等で構成される審査委員会において審査、決定を行います。

審査委員会は審査項目等（別紙2のとおり）に従って審査等を行い、必要に応じて助言者の出席を求めることがあります。

施設等特定募集型事業において、応募者が1者の場合でも審査委員会で審査等を行い、複数の応募があった場合は優先交渉権者の決定と併せて、次点以下の交渉順位についても決定します。

10 施設等提案募集型事業における回答

施設等特定募集型事業において、不採用の決定又は施設等特定募集型事業に移行する旨の決定をした場合は、応募を受け付けた日から原則3月以内に理由を付して文書で回答します。

11 優先交渉権者との協議

市は、審査により優先交渉権者として決定した者とネーミングライツ事業の契約に係る事項について協議を行います。また、優先交渉者との協議が整わず、当該優先交渉者が応募を辞退した場合は、次点順位の応募者と協議を行います。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

(1) 決定及び契約の締結

施設等特定募集型事業において優先交渉権者との協議が整った場合は当該優先交渉権者を、施設等提案募集型事において提案が採用され、施設等特定募集型事業に移行しなかった場合は当該提案をした者をネーミングライツ・パートナーとして決定し、契約を締結するものとします。

(2) 公表

ネーミングライツ・パートナーとして決定された民間事業者等の名称、愛称、ネーミングライツ・パートナーから得る対価、契約期間等について、市ホームページ、広報もりおか等により公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う役割と費用負担

(1) 盛岡市の役割

ア ネーミングライツの導入時及び契約期間満了時に必要となる、ホームページ、パンフレットや封筒等の印刷物の更新については市の費用負担により行うものとします。

イ 愛称の導入に当たっては、市自ら積極的に使用し、関係者にその使用を働きかけるものとします。

ウ ネーミングライツ導入施設等の利用者数などを、定期的にネーミングライツ・パートナーに報告するものとします。

(2) ネーミングライツ・パートナーの役割

- ア 市民や利用者に対し施設等の魅力向上や積極的なセールスに努めるものとします。
- イ 敷地内外の看板等の表示変更及び契約期間終了後の原状回復について、ネーミングライツ・パートナーの費用負担により行うものとします。

なお、敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

費用負担の区分	盛岡市	ネーミングライツ・パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内の表示の変更（施設看板や道路標識等）		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更	○	

※) 印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定します。

14 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除することとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

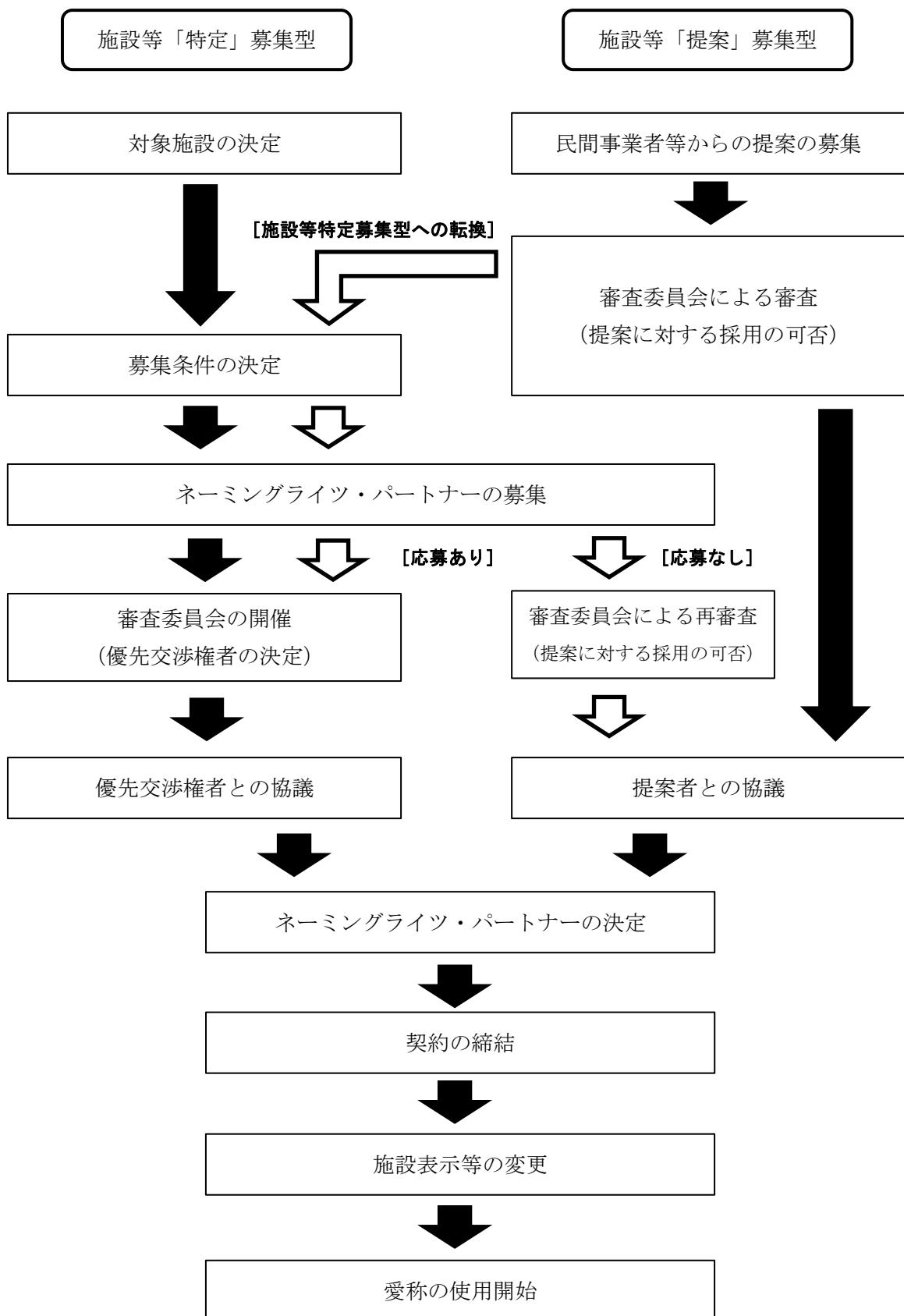
15 契約期間の満了

市は、契約期間満了までに、当該施設等に係るネーミングライツの継続実施を判断します。なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

16 施行時期

このガイドラインは、平成27年 月 日から施行します。

ネーミングライツ導入手続きフロー図



審査項目及び審査のポイント

1 応募団体等

- 応募資格は適正か
- 応募団体等の経営は健全か
- 施設等と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

2 応募の趣旨

- 本市のネーミングライツの目的に沿っているか など

3 ネーミングライツを導入する対象施設等（「施設等提案募集型」の場合）

- 施設等の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設等かどうか など

4 愛称等（英文表記含む）

- 市民にとって親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか
- 施設等の管理運営に支障が生じないか など

5 ネーミングライツの対価

- 応募金額は妥当か
- 市の負担経費（サイン表示板架替え費用等）と比較して妥当か など

6 導入期間

- 安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

7 施設等の魅力向上、地域活性化につながる提案

- 導入施設等にふさわしい内容か
- 実現可能な内容か
- 市等の関係機関が対応可能な内容か など

9 その他、審査において必要な事項